

科学研究委員会規程

制定 令和4年2月24日
改正 令和4年7月27日
令和5年2月22日
令和5年3月22日

(設 置)

第1条 この規定は、教育及び研究の充実・向上に必要な事項を審議するとともに教育・研究に関する学内の調整を図るため、教授会規程第10条の規定に基づき、教授会に科学研究委員会（以下「委員会」という。）を置き、必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 附属図書館長
 - (2) 各学科より選出された教員各1名
 - (3) 総務管理課長
- 2 委員会に委員長を置き、附属図書館長をもってあてる。
 - 3 委員会には、委員長が指名する副委員長を置くことができる。
 - 4 委員長は、委員会を総理する。
 - 5 委員長に事故があるときは、副委員長若しくは副委員長が指名されていない場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠員となったときには、補欠委員を選出する。その任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長が必要と認めたときは、本学教職員の出席を求め、議事事項について説明又は意見を聞くことができる。

(所掌事務)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 研究紀要の受付、編集、刊行及び投稿規定に関すること。
- (2) 教育方法の研究・研修等に関すること。
- (3) 施設及び機器の教育・研究利用に関すること。
- (4) 受託研究、奨学研究、共同研究等に関すること。
- (5) 在外研究員及び内地研究員に関すること。
- (6) 発明に関すること。
- (7) 公開講座に関すること。
- (8) 各種受賞候補者の推薦に関すること。
- (9) その他、学術情報、紀要及び教育・研究に関すること。

(審議結果の報告)

第6条 委員会は、審議結果について、速やかに総務委員会及び教授会へ報告する。

2 委員は、審議結果について、常に所属長と協議し、審議結果を、遅滞なく所属する学科会議に報告する。

(事業計画等の作成)

第7条 委員会は、毎年度、委員会の事業計画及び実績書を作成しなければならない

(事務処理)

第8条 委員会の庶務は、事務局が行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年2月24日から施行する。

(規程の廃止)

2 図書・紀要委員会規程（昭和44年4月1日）は、この規程の施行をもって廃止する

教育・科学研究委員会規程（平成13年1月26日）は、この規程の施行をもって廃止する。

附 則

この規程は、令和4年7月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年2月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月22日から施行する。